

様式 1 (中)

6 清教清中発第 1069 号

令和 7 年 2 月 6 日

清瀬市教育委員会 殿

学校名 清瀬市立清瀬中学校
校長名 小澤 仁

令和 7 年度 特別支援教室の教育課程

標記の件について、学校教育法施行規則第 140 条の規定に基づき、特別支援教室の教育課程を下記のとおり届け出ます。

記

1 特別支援教室の教育目標

生徒の特性に応じて指導方法を工夫したり、配慮をしたりすることにより、自立に向けた充実を図り、社会性を高めさせる。また、生活や学習上の困難を改善・克服するために必要な手立てを身に付けさせる。

2 教育目標を達成するための基本方針

生徒が生活や学習上の困難を自ら改善または克服できるようにするとともに、自立して集団活動に参加するための基盤となる力を育成する。

3 指導の重点

- ・自らの課題に向き合い、主体的に改善及び克服する意欲を育成する。
- ・自己理解を深め長所を伸ばし、自己肯定感を高める指導をする。
- ・基本的生活習慣の確立、情緒の安定、適切な人間関係の形成能力、健康な心身を育成する。
- ・他者との協調を目指し、集団活動に参加するための基礎の形成を図る。
- ・小集団活動において、適切な感情表現や言語の表出の方法を指導し、コミュニケーション能力を育成する。

4 その他の配慮事項

- ・連絡帳や年間 3 回の保護者面談を通して、学校と家庭での生徒の様子を情報交換し、家庭との連携を密に行う。
- ・在籍学級担任と連携し、系統的な指導が行えるようにする。
- ・指導日における使用教材や授業記録の作成、指導日以外における生徒個々の情報収集について特別支援教室専門員に業務を依頼する。
- ・校内委員会に出席し、各生徒の様子を把握するとともに、在籍学級での配慮事項や合理的配慮についての情報共有を行う。
- ・生徒の実態に応じて、スクールカウンセラー・ソーシャルスクールワーカー・巡回心理士・関係支援機関等との連携・活用を図りながら適切な支援を行うことができるようとする。